

○越谷市青少年問題協議会設置条例

昭和46年3月29日

条例第16号

改正 平成12年12月28日条例第56号

平成22年12月22日条例第33号

平成27年3月19日条例第4号

(設置)

第1条 越谷市内における青少年に関する施策の連絡調整を図り、その効果的推進を期し、もって青少年の健全な育成を図るため、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）第1条の規定により、越谷市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- (3) 法第2条第2項の規定による意見具申に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員30人以内で組織する。

2 協議会に、委員の互選により会長1人及び副会長2人を置く。

3 委員は、次の各号に掲げる範囲内において市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の長又は職員
- (2) 関係各種団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長、副会長に事故あるとき又は会長、副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

(部会)

第7条 協議会の効果的運営推進を図るため部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(幹事)

第8条 協議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、市長が任命する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、子ども家庭部青少年課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第56号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成 22 年条例第 33 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。